

平成 27 年 3 月 26 日  
平成 29 年 10 月 2 日 一部変更

## 年金積立金管理運用独立行政法人の行動規範

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」といいます。)の経営委員会は、GPIF の役職員等が遵守すべき行動規範を定めました。

私たち役職員等一人ひとは、日々の業務の原点を「国民の皆様から信頼される組織」であることに置き、誠実にこの規範に基づき行動します。

### 行動規範の対象範囲

- この行動規範は、役員、職員及びGPIFの指揮監督を受けてその業務に従事している者を対象とします。

### 行動規範

#### 【1】社会的な使命

- 私たちは、厚生年金と国民年金の給付の財源となる年金積立金をお預かりして管理・運用を行い、その収益を国に納めることにより、年金事業の運営の安定に貢献することを使命とします。

#### 【2】受託者としての責任

- 私たちは、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源となることを認識し、専ら被保険者の利益のために、慎重な専門家(プルードेंट・エキスパート)としての注意を払い、受託者としての責任を果たすことを誓います。なお、経営委員会の委員長及び委員は、かかる責任を果たすにあたり、所属する機関の利益を考慮しません。

### 【3】法令等の遵守と高い職業倫理の保持

- 私たちは、法令等と社会規範を遵守するとともに、年金積立金の管理・運用に携わる社会的な責任を自覚し、国民の疑惑や不信を招くことの無いよう、高い職業倫理を保持して行動します。

### 【4】秘密保持義務の遵守と保有財産の保護

- 私たちは、非公表の投資方針や投資行動など業務上知り得た秘密を厳しく管理し、私的利用や不正流用をしません。
- 私たちは、GPIFが保有する有形・無形の財産（例えば、文書、情報、システム、ノウハウなど）を、GPIFのため有効に利用するとともに、適切に保護・管理します。

### 【5】自己又は第三者の利益追求の禁止

- 私たちは、GPIFにおけるその職務や地位を自己（親族を含む）又は第三者の利益のために利用しません。
- 私たちは、GPIFに不利益を及ぼすような利得行為を行いません。

## 【6】公正な取引

- 私たちは、国内外における公正な取引慣行を尊重し、すべての取引関係者に対して公正に接します。
- 私たちは、反社会的な勢力又は団体との一切の取引を行いません。

## 【7】適切な情報開示

- 私たちは、国民の皆様に対する情報公開、広報活動の充実を図ります。
- 私たちは、法令等で開示が義務付けられた財務諸表等や業務概況書の信頼性と適正性を確保します。
- 私たちは、勤務時間内外ともに、自己の対外的な活動(出版、講演、取材対応、ソーシャルメディアの利用等)がGPIFの信用に影響を与えることを常に認識して行動します。

## 【8】個人の働きと組織の発展

- 私たちは、自己研鑽と専門性の向上に努め、コミュニケーションとチームワークを大切にし、一人ひとりが個性と能力を発揮して、GPIFの使命達成のために努力します。
- 私たちは、良好な職場環境を維持するために、一人ひとりの個性、能力、価値観、健康、プライバシー等を尊重するとともに、一切の差別行為及びハラスメント行為を行いません。

## 【9】違法行為、不正行為の報告

- 私たちは、役職員等について法令等の違反行為や不正行為（これらが生じるおそれのある場合を含みます。）を発見したときは、内部通報制度の利用も含め、GPIFに対して迅速に報告します。
- 私たちは、上記の報告があったときは、内部規程に基づき、必要な調査を実施し、その是正や再発防止のための措置を講じます。

## 行動規範の見直し

- 行動規範は、経営委員会において定期的に検証します。
- その結果、経営委員会が行動規範を変更する必要があると認めるときは、経営委員会で議論の上、経営委員会が変更します。

以上